

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年11月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 2200393 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（国）第 2200027 号

第1 結論

平成元年*月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 44 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成元年*月から平成4年3月まで

私の父は、私が20歳になった平成元年*月に、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

それ以後、私は父から幾度となく、「国民年金を支払っておいた。」との話を聞かされたことを覚えている。請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳となった平成元年*月に、請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、住民登録をしている市区町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出され、年金手帳が交付されていたところであるが、オンライン記録によると、請求者が20歳到達により国民年金被保険者となった平成元年*月*日の被保険者資格の取得処理年月日は、平成8年5月13日であることが確認できることから、請求者の国民年金番号「*」は、同年5月頃に、初めて払い出されたと推認でき、請求者が主張する加入手続時期と符合しない。

また、請求者の国民年金番号が払い出された平成8年5月時点では、請求期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、上記国民年金番号のほかに国民年金番号が払い出されたことを確認することができない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の父親は既に亡くなっている、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料納付状況について証言を得ることができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。